

第 56 回 関東甲信越学生自動車連盟競技会

大会規則書

- 第1条 競技会名称
第56回 関東甲信越学生自動車連盟競技会
- 第2条 競技種目
四輪自動車によるジムカーナ競技
- 第3条 オーガナイザー
北陸学生自動車連盟加盟校 金沢大学 自動車部
所在地 : 石川県金沢市角間町
大会委員長 関根研太 (金沢大学自動車部部長) TEL: 080-1220-7990
緊急連絡先
事務局 高橋克成 TEL : 090-1212-9810

- 第4条 開催日及び開催地
開催日 : 2017年8月18日(金)
開催地 : IOX-AROZA (富山県南砺市才川七アローザ村)
<http://www.iox-arosa.jp/gymkhana/>
タイムスケジュール
- | | |
|------------------|-------------|
| ゲートオープン | 7:00 |
| 受付 | 7:00 ~ 8:00 |
| 車検 | 7:00 ~ 8:30 |
| 完熟歩行 | 7:30 ~ 8:55 |
| 開会式・ドライバーズミーティング | 9:00 ~ 9:30 |
| 試走 | 9:40 ~ 9:50 |
| 慣熟走行 (BL クラス) | 9:50 ~ |
| 競技開始 (1 本目) | 慣熟走行終了後 |
| コースオープン | 12:00~13:00 |
| 競技開始 (2 本目) | 13:05~ |
| 表彰式 | 競技終了 30 分後 |

※車検は完熟歩行より先に終わらせること。

※タイムスケジュールはオーガナイザーの判断により変更になることがある。

第5条	大会役員		
	大会委員長	関根研太	(金沢大学理工学域)
	事務局長	高橋克成	(金沢大学理工学域)
	競技委員長	表 和之	(金沢大学理工学域)
	コース委員長	鈴木教史	(金沢大学理工学域)
	技術委員長	星野匡史	(金沢大学理工学域)
	計時委員長	斉藤立矢	(金沢大学理工学域)
	救急委員長	松田 航	(金沢大学自然科学研究科)
	アナウンス	早坂 怜	(金沢大学自然科学研究科)

第6条 参加資格

各大学及び専門学校の自動車部に所属し、かつそれぞれの学校が発行する学生証を有し、その旨を当日の受付の際に証明できるもの。但し、OB/OGクラスに参加する者についてはこの限りでは無い。(OB/OGクラスでは各参加校の卒業生の出場を可とする。)

各県の公安委員会から運転免許証を交付されているもの。但し、20歳未満の運転者の場合は、親権者の承認の上に所定の用紙に親権者による署名・捺印の上、それを申し込みの際に添えること。

第7条 参加費及び参加申し込み方法

1名あたりの参加費は以下の通りとする。

8,000 円

- ※ 同一車両における複数人参加においても1名あたり8,000円とする。
- ※ 参加費の払い戻しは、理由の如何を問わず行わない。
- ※ 参加費は、昼食代込みである。

参加申し込み方法は以下の通りとする。

参加申込書は原則として、競技会開催の1週間前(2017年8月11日[金])までに必着とする。申し込み方法を3種類用意しており、いずれかの方法で行うこと。

1, 参加者リストを用いての申し込み

参加者リスト(Microsoft Excel形式)に、各大学の参加者全員の必要事項を記入のうえ、大会委員長のLINEアカウント、もしくは大会事務局のメールアドレス(下記)に当該データを送ること。なお、この申し込み方法は簡易的

なものであり、参加費（リスト記入者全員分）の1週間前までの振り込み、および大会当日における参加申込書の提出をもって正式に参加を受理する（記入済みのものを持参するか、大会当日に受付にて記入すること。ただし、未成年者は保護者の署名及び押印の施された参加申込書を大会当日に必ず持参すること。).

2, 電子メール・銀行振り込みを利用しての参加申し込み

参加申込書の電子ファイル（Microsoft Excel 形式）に必要事項を記載の上事務局メールアドレスまで送り付けること。参加申込書記入のメールアドレスへの連絡をもって参加受理とする。この際、当日認印持参で押印を行うこと（母印でも可）。

また、参加費は1週間前までに銀行振り込みにて下記指定口座へ送金すること。

3, 現金書留を利用しての参加申し込み

以下の参加申込書送り付先へ、参加申込書と参加費を同封の上現金書留で送り付けること。申込書記入のメールアドレスへの連絡をもって参加を受理する。

・参加申込書送り先

事務局 高橋克成

〒920-0941

石川県金沢市旭町 3-16-13 サンライズ 101 号室 高橋克成

電話： 090-1212-9810

電子メール： katsu0127@i.softbank.jp

・参加費振込先

【ゆうちょ銀行もしくは郵便局で手続きする場合】

・ゆうちょ総合口座

・記号・番号：13130-20777671

・口座名義：金沢大学自動車部

【別の銀行等の金融機関から、ゆうちょ口座へ振り込む場合】

・銀行名：ゆうちょ銀行

・支店名：三一八店（サンイチハチ）

・口座種類：普通預金

・口座番号：2077767

・口座名義：金沢大学自動車部

第8条 クラス区分

2017年国内競技車両規定、スピード車両規定及び本特別規則により、以下のクラス区分とする。

クラスⅠ：気筒容量1400cc未満の車検対応の車両

クラスⅡ：気筒容量1900cc未満の車検対応の車両

(但し、B16A,B16B,B18C搭載車を除く)

クラスⅢ：気筒容量2300cc未満の車検対応の車両

(但し、B16A,B16B,B18C搭載車を含む)

クラスⅣ：気筒容量2300cc以上の車検対応の車両

BL：競技運転者が初心運転期間(免許取得後1年)で、

初心者マークを貼った車両、及び運転者が女性の車両

競技走行1本目の前に慣熟走行を行う

OB/OG：各参加校の卒業生が運転する車輛

自校の現役生が1人も出場しない場合でも参加できる

表彰の対象外となる

※1：車両は全てスピードB車両とし、ナンバーの有無は問わない。

(含むN車両, SA車両, PN車両)

※2：Ⅰ～Ⅳクラス成立条件

・3エントリー以上の出走

・2大学以上の出走

どちらも満たすことが必須となる。クラス不成立の場合は、当該クラスより1つ上のクラスに参加するものとする。(Ⅳクラスが成立しない場合は、当該クラスより1つ下のクラスに参加するものとする。)

※3：過給器装置付き車両は、元の気筒容量に対して下記の係数を乗ずる。

・過給器付きの車両 係数 1.7

・ロータリーエンジン搭載の車両 係数 2.0

第9条 エントリーの制限

エントリーの受理数は、章典対象クラスの合計が160エントリーを越えないこととする。申し込みがこれを越えるときは、各大学のエントリー数が均一になるように主催者が任意に調整する。また、同一選手は1クラス・1回のみエントリーできる。なお、同一車両による重複エントリーは最大7名まで認める。

第10条 競技会の延期・中止・短縮

オーガナイザーは、保安上または不可避の理由で競技会の延期、中止、走行距離の短縮、競技回数の変更を行うことができる。

但し、この権利を行使する際に、エントラントへの通知を必ず行う。

第11条 車両及び競技運転者の変更

競技運転者の変更は認めない。また、車両の変更及びクラス変更は、正式受理後（当日の受付終了後）は認められない。しかし、当日の受付終了までに競技長もしくは主催者にその旨を、理由を付けて告げれば変更が認められることがある。

第12条 コース

コースは、当日受付にてコース図を配布することにより発表する。

ただし、コースに変更が生じた場合は、受付脇にて公式通知によって掲示する。

第13条 参加車両と競技運転手の装備

- ・安全ベルト、ヘルメット、長袖、長ズボン、グローブを着用すること（半キャップ、軍手は禁止、ジェットタイプのヘルメットは可）。※1
- ・朝車検にて特に安全面について入念にチェックする。
- ・オープンカーは、2017年JAF国内競技規則・国内競技車両規則に合致したロールバー（4点式以上、アルミ製不可）を強く推奨する。
- ・オープンカーで参加する競技運転手は、幌を開けて走行する場合、ロールバーの有無を問わず、フルフェイスタイプのヘルメットを装着すること。
- ・上記の事項及びその他の安全事項は、JAFの定める安全規定を満たしていること。

※1 ヘルメットは、JIS C種以上の使用を強く推奨するが、耳がヘルメットより出ないものであれば可とする。

第14条 車両検査

1. 車両検査は、各競技会オーガナイザーが定めるタイムスケジュールに従ってパドックで受検しなければならない。
2. 参加者は、自己の車両諸元を証明する為に、自動車検査証又は詳細な仕様書・カタログ等を常に携帯し、提示を求められた場合、速やかに提示すること。
3. スリップサインが出ているタイヤは認められない。
4. フェンダーからのタイヤのはみ出しは、認められない。

5. ホイールキャップおよびホイールのセンターキャップは取り外すこと。
6. 車体に付着した泥・砂利等の落下する可能性のあるものは、事前に落とすこと（特にラリー車両及びダートトライアル車両）
7. エンジンルームの各種キャップ（オイルフィラキャップ・ラジエータキャップは除く）及びバッテリー端子（プラス、マイナス両方）にはビニールテープ等で十分なテーピングを施すこと。
8. 車両内部で、走行の際に支障をきたすことが予想される物（フロアマット・ドリンクホルダー、御守り、芳香剤等）は予め取り外しておくこと。
9. 車両外部で、走行中に脱落が予想される部品は予め取り外しておくこと。
10. ゼッケンは車両の両サイドに、全周をテーピングして貼り付けること。
11. 技術委員長はその権限を車検員に委任することができる。
12. 参加者は、出走可能な状態で車両検査を受けること。車両検査で不合格の場合、車両検査を受けない場合、又は技術委員の修正指示に従わない場合は当該競技会に出走することができない。
13. 車両検査に車両を提示することは、当該車両がすべての規則に適合している事を申告したものとみなされる。競技後に不適格が発見された場合は当該競技会から除外される。
14. 技術委員長は、競技期間中いつでも参加車両および競技運転者の参加資格について検査する事ができる。
15. 車両検査後は軽微な作業を除き、変更・交換を行う場合には事前に技術委員長の承認が必要となる。
 ※軽微な作業とは、プラグ、プラグコードの交換、エアフィルター交換、タイヤ交換などを指す。
16. 車両に関する疑義の判断は、当該競技会技術委員長が行う。
17. クラス I～IVでの S タイヤの使用は禁止とする。
18. 以下に S タイヤ区分となるタイヤ一覧を示す。

ブリヂストン	520S	540S	55S	11S			
ダンロップ	93J	98J	01J	RSV98	02G	03G	
ヨコハマ	021	032	038	039	048	049	050
トーヨー	FM9R	08R	881	888	888R		

※ その他海外製 S タイプ等のタイヤの使用を禁止する。
 (詳細については事前にオーガナイザーに確認を取ること)

第 15 条 完熟歩行

完熟歩行は、歩行のみとする。自転車、キックボードなど乗り物の使用は一切禁止する。

- ①セカンドタイムの有効なもの、もしくはセカンドタイムが良好なもの。
- ②気筒容量が少ないのもの。
- ③過給器等がついていないもの。
- ④競技会審議委員会の決定による。

2. 総合順位（学校順位）

下表のように各クラスの個人順位に対する獲得ポイントを設定し、獲得ポイントの多い学校の順に総合順位を決定する。

1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位以降
25	18	15	12	10	8	6	4	2	1

但し、複数の学校が同ポイントの場合は以下の順番で順位を決定する。

- ① 1位を獲得した人数が多い学校。
- ② 競技会審議委員会の決定による。

第21条 表彰

1. 個人表彰

各クラス上位3台まで表彰する。ただし、OB/OGクラスは表彰対象外とする。

2. 総合表彰

総合優勝校を表彰する。

第22条 公式通知

特別規則書に掲載されていない競技運営に関する実施細則、及び指示項目は、当日受付脇にて公式通知によって掲示する。

第23条 罰則・失格規定

- 1. コース上のオーガナイザーが指定した全てのパイロンに対し、移動、転倒が判定された場合、パイロン1本につき5秒を走行タイムに加算する。
- 2. スタートから計時開始までの区間においても、脱輪およびパイロンタッチをとる。
- 3. フィニッシュ後、減速区間を設けるが、一時停止行わなかった者は5秒加算する。減速区間では一時停止を義務付ける。
- 4. スタート合図後、10秒以内にコントロールラインを通過しなかった場合、当該ヒートの走行タイムに5秒を加算する。
- 5. 参加者および競技運転者が、以下の行為を行った場合、当該ヒートを無効とする。
 - 1) スタート及びオフィシャルの指示に従わない場合
 - 2) スタート時刻までにスタート位置につかない場合。

- 3) ミスコースと判定された場合. 但し, ミスコースに気付き直ちに後退し, 正規コースに戻った場合はこの限りではない.
 - 4) スタート後, 3分を経過してもゴールラインに到着しない場合.
 - 5) 4輪がコースから脱輪した場合. (コースアウト)
 - 6) 光電管 (反射板含む) およびガードレールに接触した場合.
 - 7) 走行中に他の援助 (オフィシャルを含む) を得た場合.
7. 以下の行為を行った時, 参加者および競技運転者は, 当該競技会を失格とする.
- 1) 競技役員 of 指示に従わなかった場合.
 - 2) 不正行為・危険行為を行った場合.
 - 3) コースアウト等で, 当人以外の人および物に損害・被害等を与えた場合.
 - 4) 競技車両を, 車両検査後から競技会が終了する前に, 技術委員長 of 承諾を得ずに改造および整備等を行った場合.
 - 5) 競技車両を, 車両検査後から競技会が終了する前に, 競技長の承認を得ずに会場外へ出した場合.

※ 競技中, 走行が危険であると判断された車両は失格とし, これに関する抗議は一切受け付けない

第 24 条 抗議

- ・参加者及び競技運転者は自分が不当に処遇されていると判断した場合, これに対して抗議することが出来る. 但し, 本規則書に規定された出場拒否及び競技会審議委員会の決定に対しての抗議は受け付けない.
- ・抗議を行う場合は必ず書面により理由を明記し, 抗議料として 20,000 円を添えて競技長に提出しなければならない.
- ・審議委員会の裁定結果は, 当事者に口頭で伝えられる. 抗議料は抗議が成立した場合, 及び審議委員会が返還を決定した場合のみ返還される
- ・コース委員の判断及び, 計時装置に関する抗議は受け付けない.

第 25 条 抗議の時間

抗議の制限時間は下記の通りとする

- ・技術委員の決定 決定直後
- ・競技中の過失, 反則 競技終了後 30 分以内
- ・成績の発表 暫定結果発表後 30 分以内

第 26 条 棄権

競技運転者が途中で競技を終了する場合、明確に意思表示を行い、その旨を競技委員に申し出なければならない。

第 27 条 損害の補償

- ・参加者及び競技運転者は、参加車両もしくはその付属品等が破損・紛失・盗難などの場合、ならびに会場の器物等を破損した場合、理由の如何に関わらず各自が責任を負わなければならない。
- ・参加者、競技運転者、メカニック、ヘルパー、ゲスト等は、JAF、オーガナイザー、大会委員、競技役員、会場（土地）保有者等が一切の損害補償の責任を免除されていることを了承しなければならない。すなわち、大会役員・競技役員がその役務に最善を尽くすことは勿論であるが、その役務遂行によって起きたものであっても、前者の死亡、負傷、車両損害等に対しては一切の責任を負わないものとする。

第 28 条 参加者および競技運転者の遵守事項

下記の事項を守らない参加者およびドライバーは、当該競技会を失格となる場合がある。

1. すべての参加者および競技運転者は、本特別規則に規定されている各種事項及び 2017 年 JAF 国内競技規則・国内競技車両規則に精通し、明朗かつ公正に行動し、暴言を慎み、スポーツマンシップに則ったマナーを保たなければならない。
2. 参加者および競技運転者、競技関係者は、競技中および大会期間中に薬品等によって精神を繕ったり、飲酒してはならない。
3. オーガナイザー・大会役員・競技役員・競技会審査委員会等の名誉を傷付けるような言動をしてはならない。
4. タイムスケジュールに従って行われるドライバーズミーティングにはすべての競技運転者は必ず出席すること。
5. 競技中以外は全て徐行運転を行い、いかなる場所においてもスタートテスト、ブレーキテスト、タイヤウォーム行為、極端な空吹かしは厳禁とする。
6. ゴール後は、指定されたエリア内で十分に減速し、一時停止すること。
7. 競技中は、ヘルメット、シートベルトを正しく着用し、窓（運転席側）、サンルーフ等は必ず全閉にすること。
8. 故意のドリフト走行は禁止とする。
9. 慣熟歩行中または競技中は、運転者以外の車両への乗車を認めない。

10. 完熟走行を含み、参加する競技運転者の競技中の服装は、耐火性のレーシングスーツ、レーシンググローブ・レーシングシューズの装着を強く推奨する。ただし、一般に不快を与えない長袖・長ズボン・運動靴・指の出ないグローブでも良い。（軍手は不可）
※紐靴の紐はまとめておき、走行中にペダル等に引っかかることが無いよう、十分注意すること。
11. サービスカーおよび車両積載車等は、オーガナイザーが指定した駐車スペースに置くこと。
12. パドック内における燃料補給の際は、自車はもちろんのこと、必ず両脇の車両もエンジンを停止すること。また、必ず2人以上で作業し、1人は消火器を持って待機しておくこと。
13. 参加車両は会場への移動時も含め、走行時には常時法定車検条件を満足すること。但し、会場内で使用するタイヤ・ホイールに関してはこの限りでは無い。

第 29 条 本規則の解釈及び違反

本規則および競技に関する諸規則（特別規則書・公式通知等含む）等の解釈に疑義が生じた場合は、当該競技会審議委員会の決定を最終とする。

第 30 条 本規則の施行及び記載されていない事項

- ・本規則は、第 56 回関東甲信越学生自動車連盟競技会に適用されるもので、参加申し込みと同時に有効となっている。
- ・本規則に記載されていない事項については、2017 年 JAF 国内競技規則及び国際モータースポーツ競技規則に準ずる。

第 31 条 主催者の権限

- ・本競技会においては、いかなるエンタラントも主催者の指示に従う義務を有する。
- ・主催者の指示には、いかなる場合も速やかに従い、かつ、これを遵守すること。

第 32 条 本規則書の施行

本特別規則書は、施行期日（2017 年 8 月 1 日）より大会当日競技終了時（表彰式を含む）まで有効とする。